

瑞穂町図書館改修工事基本計画、基本設計及び実施設計業務
プロポーザル実施要領

1 目的

瑞穂町図書館は、昭和48年に新築し、昭和52年に3階の旧郷土資料館（現在は閉架書庫及び会議室）部分を増築しました（以下「旧館」という。）。その後、昭和59年には新館部分を増築しました。

旧館は、建築後45年が経過していますが、平成26年度に実施した耐震診断では耐震基準を満たしているものの、設備の老朽化が著しく、雨漏りが多発し全館空調設備も使用できない状況です。加えて、エレベータも設置されておらず、トイレを含めた館内外のバリアフリー化も施されていません。

このような状況から、住民が誰でも気軽に利用できるようユニバーサルデザインにも配慮しつつ、外構を含めた図書館機能を拡充し、誰もが利用したくなる快適な施設とするため、提案書の提出及びプレゼンテーションを行う公募型プロポーザル方式により瑞穂町図書館の改修工事基本計画、基本設計及び実施設計業務を実施する契約候補者を選定します。

なお、本件は本業務における契約候補者の事前選定作業として実施し、平成31年度予算が町議会にて可決・成立した場合に、契約締結を行います。予算不成立の場合、本事業に係る契約を行うことはできません。

2 業務概要

- (1) 業務名 瑞穂町図書館改修工事基本計画、基本設計及び実施設計業務
- (2) 発注者 瑞穂町長 杉浦 裕之
- (3) 事業地 瑞穂町大字石畑1962番地
- (4) 敷地面積 2,795㎡（駐車場等含む。）
- (5) 延床面積 1,348㎡（鉄筋コンクリート造3階建て）
- (6) 契約上限額 36,363千円（税抜き）
- (7) 履行期限 平成32年（2020年）年4月30日（木）
- (8) 概算工事費 6億円程度（外構、什器・往復の移転費用その他必要な周辺影響調査等を含む。）
※蔵書数約13万5,000冊（CD、DVD含む。）
- (9) 選定後の業務内容 瑞穂町図書館改修工事基本計画、基本設計及び実施設計業務委託仕様書による。会議の出席、資料作成等を含む。
※敷地面積について、敷地測量を実施すること。
※目視や設計図書等による石綿調査を実施すること。
- (10) 委託先決定後のスケジュール（予定）
※スケジュールは予定であり、変更になる可能性があります。

事業等の名称	予定期間
瑞穂町図書館改修工事基本計画、基本設計及び実施設計実施期間	平成31年(2019年)年6月～平成32年(2020年)4月 ※基本計画10月公表、基本設計1月公表、実施設計4月公表の予定
図書館休館期間	平成32年度(2020年度)及び平成33年度(2021年度)において14か月程度
図書館臨時窓口開設準備及び撤去並びに図書館再開準備期間	①開設準備 平成32年度(2020年度)、図書館休館期間の始期前1か月 ②撤去及び再開準備 平成33年度(2021年度)において前記図書館休館期間の終期1か月
工事	平成32年度(2020年度)及び平成33年度(2021年度)の間で14か月程度
図書館臨時窓口開設	平成32年度(2020年度)及び平成33年度(2021年度)において12か月 (開設予定地 瑞穂ビューパークスカイホール 東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ケ崎2475番地)
開館	平成33年度(2021年度)

3 参加資格要件について

(1) 参加資格要件は、次に掲げる要件を全て満たすことを条件とする。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- ② 東京都電子自治体共同運営電子調達サービスに登録され、瑞穂町での入札参加資格を有すること。
- ③ 瑞穂町競争入札参加資格者指名停止基準(平成15年告示第87号)による指名停止処分中でないこと。参加意向申出書等の提出期限の日から契約締結の時までの間に、瑞穂町から指名停止の措置を受けた時は、参加資格を喪失するものとする。
- ④ 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。また、本業務に従事する

総括責任者に建築士法第2条に規定する一級建築士の資格を有する者を配置すること（分担業務分野に関して専門的な意見を求める等の業務補助者（以下「協力事務所等」という。）を除く。）。

- ⑤ 平成20年4月以降において、公共施設の単独建築物又は公共施設を含む複合建築物で、延床面積1,000㎡以上のものの建築設計業務の完了実績又は公共施設のリノベーション（改修に係る設計業務）実績があること。
- ⑥ 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次のアからオまでの要件に該当する者でないこと。
 - ア 会社再生法（平成14年法律第154）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
 - イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
 - ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者
 - エ 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者
 - オ 銀行取引停止処分がなされている者
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に該当する者

4 参加意向申出書の提出及び提出期限

(1) 提出書類（コピー不可）

ア プロポーザル参加意向申出書（様式1）

イ 事務所概要書（様式1-1）

*協力事務所等を置く場合、「協力事務所等の名称等（様式1-2）」も併せて提出すること。この場合、プロポーザル参加要件（前述の「3参加資格要件について」の（1））の要件は、協力事務所等にも適用し、複数の応募者の協力事務所になることはできない。また、協力事務所等に本業務の全部を委託し、又は請け負わせてはならない。

*参加資格要件確認リスト（様式1-3）で参加要件を記入し、確認すること。

(2) 提出書類（コピー可）

建築士事務所登録通知書及び総括責任者の一級建築士免許証の写し

(3) 提出部数 各1部

(4) 提出先（事務局）

瑞穂町教育委員会教育部図書館図書係

郵便番号：190-1211

住 所：東京都西多摩郡瑞穂町大字石畑1962番地
電 話：042-557-5614

(5) 提出方法

持参又は郵送（一般書留郵便又は簡易書留郵便に限る。）とする。

(6) 提出期限：平成31年2月22日（金）午後5時必着

5 提案書について

提案書を提出するには、様式1～1-3の「プロポーザル参加意向申出書」等を平成31年2月22日（金）午後5時までに事務局に提出する必要があります。さらに、事務局から様式3の「提案資格確認結果通知書」を受領し、「提案資格 有」と回答があった場合のみ提出が可能となります。

(1) 提案書の基本事項

プロポーザルは、業務における取組方法、姿勢、ノウハウ等について提案を求めるものであり、本業務内容についての具体的な検討結果や成果品の一部について提案を求めるものではありません。業務に当たっては、瑞穂町との契約後に、提案書に記載された内容を反映しつつ、瑞穂町と協議しながら計画・設計業務を開始します。

(2) プロポーザルに係る関係資料の入手方法

①入手方法

プロポーザルに係る関係資料については、瑞穂町図書館ホームページから入手するものとします。

瑞穂町図書館ホームページ：<https://www.library.mizuho.tokyo.jp/>

②公表

平成31年2月1日（金）午前9時から同年3月3日（日）午後5時まで

③公表資料

ア 瑞穂町図書館改修基本計画、基本設計及び実施設計業務プロポーザル実施要領

イ 様式1～様式6（参加意向申出書、質問書、技術提案書、辞退届）

※様式3「提案資格確認結果通知書」、様式5「結果通知書」を除く。

ウ 瑞穂町図書館及び瑞穂ビューパーク・スカイホールの施設関係簡易図面

(3) 提案書記載上の留意事項

ア 提案は、文章での表現を原則とし、基本的な考え方を簡潔に記述してください。

イ 文章を補完するための視覚的表現は認めます。具体的な形を示すCGは不可としますが、考え方やプロセスを示すためのスケッチやダイアグラ

ムは可とします。

ウ 提出者を特定できることができる内容（事務所名等）の記述をしないでください。

エ 躯体を残した全面改修とします。なお、耐震診断は、平成26年11月に実施済みでIS値CTUSD値及びコンクリート強度は全ての調査箇所耐震基準をクリアしており、倒壊し、又は崩壊する危険性が低い施設と判定されています。

オ 「防衛施設周辺防音事業工事標準仕方書」教育関係施設1級工事の対象施設として適切な適合品を用いた設計を念頭に提案してください。

カ 図書館臨時窓口は瑞穂ビューパークスカイホール2階に開設します。

(4) 提案書の作成要領

ア 提案書の提出について（様式4）

イ 業務実施方針

- ・（様式4-1）業務の取組体制、組織図、計画策定チームの特徴、基本計画の内容（前提条件の整理、機能拡充の検討、施設整備計画（施設の長寿命化について）、今後の進め方と民意の取り入れ方）と特に重視する計画上での配慮事項その他業務実施上の配慮事項を簡潔に記述してください。

- ・（様式4-2）平成20年4月以降において、公共施設の単独建築物又は公共施設を含む複合建築物で、延床面積1,000㎡以上のものの建築設計業務の完了実績又は公共施設のリノベーション（改修に係る設計業務）実績を記載し、業務の写真等を添付の上、その設計コンセプトを簡潔に記載してください。

ウ 技術提案は、以下の項目に関する課題を記載してください。

- ・（様式4-3）『つながる』をキーワードに、乳幼児から高齢者まで世代を超えた年代層が利用しやすく、文化活動や交流の場としての機能を備えた施設とするための考え方を記述してください。

また、町民の意見や利用者ニーズの把握方法（実施内容、実施結果の集約手法、着眼点等）についても記述してください。

- ・（様式4-4）施設のゾーン構成・デザインの考え方について外構やバリアフリー、ユニバーサルデザインを含めて記述してください。

エ 見積書（様式は任意。消費税及び地方消費税を除いた額及び含めた額をそれぞれ明示してください。）

オ 提案書の無効

提案書について、この要領及び所定の様式に示された条件に適合しない場合は、提案を無効とします。

(5) 提案書等の提出

- ア 提案書 様式4 (1部)
様式4-1~4-4 (正本1部、副本9部)
見積書1部
正本、副本ともにA4縦長左綴じとし、副本には提案者名が特定できるような記述をしないでください。
- イ 提出方法
持参又は郵送 (一般書留郵便又は簡易書留郵便に限る。) とします。
- ウ 提出期限
平成31年3月5日 (火) 午後5時
※前日の平成31年3月4日 (月) 消印有効
- エ 提出先
瑞穂町教育委員会教育部図書館図書係
郵便番号: 190-1211
住 所: 東京都西多摩郡瑞穂町大字石畑1962番地
電 話: 042-557-5614
F A X: 042-557-6156
メールアドレス: mizuho@library.mizuho.tokyo.jp

(6) 提出された提案書等の取扱い

- ア 提案書に記載された提案内容は、当該提案者の許可なく使用しません。ただし、瑞穂町が本プロポーザルに関する報告、公表のために必要な場合は、提案者の承諾を得ずに使用できるものとします。
- イ 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、瑞穂町情報公開条例 (平成12年条例第28号) に基づき提出書類を公開する場合があります。
- ウ 提出された提案書類は、本プロポーザルにおける契約候補者の選定以外の目的で使用しません。
- エ 提出された提案書等は返却しません。また、報告等のため瑞穂町の組織内で複製し、配布する場合があります。
- オ 提案書等に含まれる著作権・特許権等日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うものとします。

6 実施要領に対する質問及び回答

- (1) 参加意向申出書を提出する意向があり、実施要領の内容に質問がある場合は、「質問書 (様式2)」に必要事項を記載し、電子メールで送信してください。

- (2) 質問の送付先は下記のとおりです。
メールアドレス：mizuho@library.mizuho.tokyo.jp
- (3) 質問の受付期間：平成31年2月1日（金）午前9時から同月11日（月）午後5時まで
- (4) 平成31年2月20日（水）までに電子メールにより参加意向申出書提出者全員に回答するので、質問の有無にかかわらず確認してください。提出された質問、その回答については本プロポーザル参加者に対し送付します。急を要する内容については、回答日より前であっても随時回答します。

7 選定の方式

契約候補者選定は、2段階で審査を実施します。

(1) 第1次審査

審査委員会における書類審査により、第2次審査での提案を求める4者以内の提案者を選定します。

日程：平成31年3月19日（火）（予定）

(2) 第2次審査

プレゼンテーション及びヒアリング審査を実施し、最優秀者1者と次点候補者を1者選定します。日程、時間割については別途通知します。時間割の順番は、提案書等の受付の逆順とします。

日程：平成31年3月27日（水）（予定）

(3) 契約候補者の特定

ア 提出された提案書等を審査し、最優秀者を契約候補者として特定し、契約手続に向けた手続を行います。

イ 提案者が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとします。

ウ 審査委員会各委員の持ち点（100点）を合算した点数の5割を最低基準点とします。各委員の評価点を合算した点数が最低基準点に満たない者は、契約候補者として選定しません。

エ 契約候補者と契約締結に至らなかった場合は、次点候補者（最低基準点を満たしている者に限る。）を新たな契約候補者として手続を行います。

オ 審査委員会各委員の評価点を合算した点数が同点だった場合は、評価基準の各得点を参考に審査委員の合議により決定します（1次評価の選定についても同様とします。）。

(4) 審査結果

第1次審査終了後、第2次審査終了後ともに、速やかに結果を提案

書の提出者に通知します。

8 無効となる提案等

- (1) 提案書等に虚偽の記載をした者の提案
- (2) 実施要領に示した提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案
- (3) 見積金額が契約上限金額36,363千円(税抜き)を超える者
- (4) 審査委員会委員に接触する等、評価の公平性に影響を与える行為をした者の提案

9 契約の締結

- (1) 契約条項及び業務仕様は、選定した契約候補者の提案書による提案内容について契約上限金額の範囲内で協議し、確定するものとします。
- (2) 選定した契約候補者を、本業務に係る見積書徴取の相手方とします。
- (3) 契約候補者が契約締結までに、プロポーザル参加要件に記載した要件のいずれかを満たさなくなった場合、提案書が無効となった場合その他事故等の特別な事由により契約が不可能となった場合は、契約候補者は次順位の者から順に繰り上がるものとします。

10 その他

- (1) プロポーザルに係る全ての費用は、提案者の負担とします。
- (2) 電子メールの通信事故について、瑞穂町は一切の責任を負わないものとします。
- (3) 契約の履行に当たり、妨害又は不当要求を受けた場合は、発注者に報告するとともに警察へ被害届を提出してください。これを怠った場合は、契約の相手方としない措置を講じることがあります。
- (4) 本プロポーザルの手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)によるものとします。
- (5) 提供する図面はイメージ図であって、CADデータ等はありません。

11 プロポーザル日程一覧

事務等の名称	日程・締切	提出書類等
プロポーザルに係る関係資料の配布期間	平成31年2月1日(金)午前9時 ～同年3月3日(日)午後5時 ※瑞穂町図書館ホームページから 入手する。	—
プロポーザル参加意向申出	平成31年2月1日(金)午前9時	様式1～1-3

書の提出期間	～同月 22 日（金）午後 5 時 ※月曜日を除く。持参又は郵送	
質問の受付期間	平成 31 年 2 月 1 日（金）午前 9 時 ～同月 11 日（月）午後 5 時	様式 2 ※電子メールでの提出
質問の回答	平成 31 年 2 月 20 日（水）までに 町から参加意向申出書提出者全員 に電子メールにより回答	—
提案書の提出期限	平成 31 年 3 月 5 日（火）午後 5 時 ※前日の平成 31 年 3 月 4 日（月） 消印有効 ※製本して正本 1 部、副本 9 部提出 持参又は郵送（一般書留又は簡易 書留）	様式 4～4-4 ※様式 1～様式 2 を町に提出後、町 から様式 3 が届い た場合に提出
第 1 次審査 書類審査	平成 31 年 3 月 19 日（火）（予定） ※第 1 次審査終了後、速やかに結果 を通知します。	—
第 2 次審査（プレゼンテー ション及びヒアリング審 査）	平成 31 年 3 月 27 日（水）（予定）	—
審査結果通知	第 2 次審査終了後、速やかに結果を 通知します。	—